

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|--|--|
| 1 | <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法務学事課</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>公立大学法人岩手県立大学に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>行政経営担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>内部統制に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>外部監査契約に基づく監査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>出資等法人の指導監督の総括に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地方独立行政法人評価委員会に関すること。</u></p> <p>入札担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>県営建設工事の請負契約の制度に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札に関すること。</u></p> <p>(3) <u>岩手県建設工事管理情報システムに関すること。</u></p> <p>(4) <u>県営建設工事に関する事務の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>県営建設工事入札契約適正化委員会に関すること。</u></p> | <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>行政経営推進課</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>法務・情報公開担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>法規案及び重要文書の審査並びに立案支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>条例、規則等の公布又は公表に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公告式及び公文例式に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県報及び県法規集の編集発行に関すること。</u></p> <p>(5) <u>官報報告及び総務省報告に関すること。</u></p> <p>(6) <u>宗教法人に関すること。</u></p> <p>(7) <u>争訟の総括に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報公開の総合的な調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>個人情報保護の総合的な調整に関すること。</u></p> <p>(10) <u>行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(11) <u>行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。</u></p> <p>(12) <u>行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(13) <u>行政文書の保存に関すること。</u></p> <p>(14) <u>公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(15) <u>毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(16) <u>行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。</u></p> <p>政策法務担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>政策法務に関すること。</u></p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当及び組織担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>職員の能力開発に関すること。</u></p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>組織担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>職員育成担当の分掌事務</p> |

4 [略]

5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

法務担当の分掌事務

- (1) 法規案及び重要文書の審査並びに立案支援に関すること。
- (2) 条例、規則等の公布又は公表に関すること。
- (3) 公告式及び公文例式に関すること。
- (4) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (5) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に係る事務の調整に関すること。
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人が行う特定保険業に係る事務の調整に関すること。
- (8) 宗教法人に関すること。
- (9) 争訟の総括に関すること。
- (10) 公益認定等審議会及び行政不服審査会に関すること。

私学・情報公開担当の分掌事務

- (1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (2) 私立学校関係法人に関すること。
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく重大事態に係る調査等に関すること。
- (4) 情報公開の総合的な調整に関すること。
- (5) 個人情報保護の総合的な調整に関すること。
- (6) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。
- (7) 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。
- (8) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (9) 行政文書の保存に関すること。
- (10) 公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (11) 毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (12) 私立学校審議会、情報公開審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会及びいじめ再調査委員会に関すること。

政策法務担当の分掌事務

- (1) 政策法務に関すること。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

税務担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]
- (5) 課税及び納税の事務に関すること。

滞納整理担当の分掌事務

- (1) [略]

7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)～(8) [略]
- (9) 産業振興上必要な事業の株式その他のものの投資に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (10) [略]
- (11) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。
- (12) [略]

8～10 [略]

（政策地域部の分課及びその分掌事務）

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

- (1)・(2) [略]
- (3) [略]
- (4) 情報政策課
- (5) [略]
- (6) 科学 I L C 推進室
- (7)・(8) [略]

- (1) 職員の能力開発に関すること。

4 [略]

5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政経営推進担当の分掌事務

- (1) 内部統制に関する事務の総括に関すること。
- (2) 行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。
- (4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること。
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人が行う特定保険業に関すること。
- (7) 産業振興上必要な事業の株式その他のものの投資に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。
- (9) 地方独立行政法人評価委員会及び公益認定等審議会に関すること。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理企画担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]

課税・システム担当の分掌事務

- (1) 課税及び納税の事務に関すること。

滞納整理担当の分掌事務

- (1) [略]

7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)～(8) [略]

- (9) [略]

- (10) [略]

[略]

8～10 [略]

（政策地域部の分課及びその分掌事務）

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

- (1)・(2) [略]
- (3) 学事振興課
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) I L C 推進室
- (7)・(8) [略]
- (9) 科学・情報政策室

(9) [略]

2・3 [略]

4 [略]

5 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域情報化担当の分掌事務

(1) 地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

情報システム担当の分掌事務

(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 定住交流の促進に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

7 科学I L C推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術担当の分掌事務

(1) 科学技術の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 試験研究の総括に関すること。

(3) 知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く。）。

I L C推進担当の分掌事務

(1) [略]

8・9 [略]

10 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) [略]

[略]

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]

2・3 [略]

(10) [略]

2・3 [略]

4 学事振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

学事企画担当の分掌事務

(1) 高等教育機関との連携の総括に関すること。

(2) 大学との連携の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 公立大学法人岩手県立大学に関すること。

(4) 総合教育会議に関すること。

(5) いじめ再調査委員会に関すること。

私学振興担当の分掌事務

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(2) 私立学校関係法人に関すること。

(3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく重大事態に係る調査等に関すること。

(4) 私立学校審議会に関すること。

5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

7 I L C推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

I L C推進担当の分掌事務

(1) [略]

8・9 [略]

10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術担当の分掌事務

(1) 科学技術振興に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 科学技術振興の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 試験研究の総括に関すること。

(4) 知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く。）。

地域情報化担当の分掌事務

(1) 地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

行政情報化担当の分掌事務

(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

11 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) [略]

[略]

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]

2・3 [略]

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

5 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

大会運営担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること（受入態勢整備担当の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

受入態勢整備担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

資源循環担当の分掌事務

(1) 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 循環型社会の形成に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) [略]

5～7 [略]

8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

青少年・男女共同参画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

NPO・協働担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

女性活躍支援担当の分掌事務

(1) 女性の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 雇用対策・労働室

(6) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

[略]

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

オリンピック・パラリンピック推進担当の分掌事務

(1) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な企画及び調整に関すること。

大会運営担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること（受入態勢整備担当及び連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

受入態勢整備担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

連携推進担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に係る釜石市及び関係機関との連携に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

資源循環担当の分掌事務

(1) 循環型社会の形成に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 海岸漂着物等の処理等の総括に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

5～7 [略]

8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

青少年・男女共同参画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 女性の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) [略]

連携協働担当の分掌事務

(1) 多様な主体の連携及び協働並びに県民運動の促進の総括に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 定住推進・雇用労働室

(6) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 県土地開発公社に関すること。

(4) [略]

[略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

新事業・団体支援担当の分掌事務

- (1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に関すること。
(2)～(4) [略]

(5) [略]

金融・商業まちづくり担当の分掌事務

- (1) 中小企業金融に関すること。
(2) 信用保証協会の指導監督に関すること。
(3) 貸金業に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

4・5 [略]

6 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

雇用対策担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]

労働担当の分掌事務

- (1)～(11) [略]

7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

T P P対策担当の分掌事務

- (1) 環太平洋パートナーシップ協定に係る対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3～5 [略]

6 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

普及担当の分掌事務

- (1) 農業技術の改良普及に関すること。
(2)・(3) [略]
(4) 農業経営の改善に関すること。
(5)～(7) [略]

7 [略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

9・10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林業担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]

12～14 [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

中小企業振興担当の分掌事務

- (1) 中小企業の経営並びに起業、創業及び事業承継の支援に関すること。
(2)～(4) [略]
(5) 中小企業金融に関すること。
(6) 信用保証協会の指導監督に関すること。
(7) 貸金業に関すること。

(8) [略]

商業まちづくり担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

4・5 [略]

6 定住推進・雇用労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

雇用推進担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]

移住定住推進担当の分掌事務

- (1) 移住及び定住の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
(2) 県内の企業への就職等の促進に関すること（雇用推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

労働担当の分掌事務

- (1)～(11) [略]

7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

貿易対策担当の分掌事務

- (1) 環太平洋パートナーシップ協定等の国際貿易に係る対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3～5 [略]

6 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

普及担当の分掌事務

- (1) 農業技術の改良普及に関すること （農業革新支援担当の主管に属するものを除く。）。
(2)・(3) [略]
(4) 農業経営の改善に関すること （農業革新支援担当の主管に属するものを除く。）。
(5)～(7) [略]

農業革新支援担当の分掌事務

- (1) 農業技術の改良及び農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導に関すること。
(2) 農業普及員の育成に関すること。

7 [略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]

(3) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

9・10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林業・木材担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]

12～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海岸担当の分掌事務

(1) [略]

[略]

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) [略]

河川海岸担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関するこ
と。

(3) 公有水面（港湾区域及び漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関するこ
と。

(4) [略]

[略]

7 砂防災害課の分掌事務は、次のとおりとする。

震災復旧担当の分掌事務

(1) 公共土木施設の災害復旧事業に関するこ
と。

土砂災害対策担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

8・9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1) 住宅の整備に関する企画及び調整に関するこ
と。

(2) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の整備及び管理に関するこ
と。

(3) 市町村の公営住宅及び特定公共賃貸住宅の指導監督に関するこ
と。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 地域優良住宅に関するこ
と。

(8) 優良な住宅の認定に関するこ
と。

(9) 特定優良賃貸住宅の供給の促進及び優良田園住宅の建設の促進に関するこ
と。

(10) 高齢者等住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関するこ
と。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関するこ
と。

(15) 低炭素建築物の普及の促進に関するこ
と。

建築指導担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海岸担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 海岸漂着物等の処理等の実施に関するこ
と（他課等の主管に属するものを除く。）

。

[略]

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

河川管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関するこ
と。

(3) 公有水面（港湾区域及び漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関するこ
と。

河川海岸担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 海外漂着物等の処理等の実施に関するこ
と（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(3) [略]

[略]

7 砂防災害課の分掌事務は、次のとおりとする。

砂防災害担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 公共土木施設の災害復旧事業に関するこ
と。

8・9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅管理担当の分掌事務

(1) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理に関するこ
と。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

住宅計画担当の分掌事務

(1) 住宅の整備に関する企画及び調整に関するこ
と。

(2) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の整備に関するこ
と。

(3) 市町村の公営住宅及び特定公共賃貸住宅の指導監督に関するこ
と。

(4) 地域優良住宅に関するこ
と。

(5) 優良な住宅の認定に関するこ
と。

(6) 特定優良賃貸住宅の供給の促進及び優良田園住宅の建設の促進に関するこ
と。

(7) 高齢者等住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関するこ
と。

(8) 長期優良住宅の普及の促進に関するこ
と。

(9) 低炭素建築物の普及の促進に関するこ
と。

建築指導担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

[略]

11 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) [略]

(2) まちづくり再生課

(3) 産業再生課

(4) [略]

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 県土地開発公社に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3 まちづくり再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり再生担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

震災津波伝承施設整備担当の分掌事務

(1) 震災津波伝承施設の整備に関すること。

4 産業再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 [略]

(分掌事務)

第15条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

指導担当の分掌事務

(1) 出納員その他の会計職員の業務に関すること。

(2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

(3) 事務処理の適正化の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

管理担当の分掌事務

(1) 局の総括に関すること。

(2) 局内の事務管理、人事、予算及び経理に関すること。

(3) 物品購入等に係る競争入札参加者の資格に関すること。

(4) 物品の購入及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関すること。

(6) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

。

(7) 局内の連絡に関すること。

(8) 指導担当、審査担当及び出納担当の主管に属しないこと。

審査担当の分掌事務

(1) 国費の支出負担行為の確認、歳出及び歳出予算の繰越しの手続に関すること。

(2) 財務大臣から受ける予算の実地監査の総括に関すること。

[略]

11 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) [略]

(2) まちづくり・産業再生課

(3) [略]

(4) 震災津波伝承課

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

3 まちづくり・産業再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり再生担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

産業再生担当の分掌事務

(1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 [略]

5 震災津波伝承課の分掌事務は、次のとおりとする。

伝承企画担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波伝承館に関すること。

(分課及びその分掌事務)

第15条 出納局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 会計課

- (3) 国の債権の管理に関すること。
- (4) 会計検査院から受ける会計経理の实地検査の総括に関すること。
- (5) 会計検査院に対する計算証明に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 国の歳入の徴収に関すること。

出納担当の分掌事務

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 基金に属する現金の運用に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 監査委員から受ける出納の検査に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。
- (7) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- (8) 岩手県収入証紙に関すること。
- (9) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- (10) 小切手の振出しに関すること。
- (11) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- (12) 歳入歳出外現金等に関すること。
- (13) 私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1) 局の総括に関すること。
- (2) 局内の事務管理、人事、予算及び経理に関すること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札参加者の資格に関すること。
- (4) 物品の購入及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関すること。
- (6) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (7) 局内各課の連絡に関すること。
- (8) 局内他課の主管に属しないこと。

入札担当の分掌事務

- (1) 県営建設工事の請負契約の制度に関すること。
- (2) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札に関すること。
- (3) 岩手県建設工事管理情報システムに関すること。
- (4) 県営建設工事に関する事務の連絡調整に関すること。
- (5) 県営建設工事入札契約適正化委員会に関すること。

3 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

指導担当の分掌事務

- (1) 出納員その他の会計職員の業務に関すること。
- (2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。
- (3) 事務処理の適正化の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

審査担当の分掌事務

- (1) 国費の支出負担行為の確認、歳出及び歳出予算の繰越しの手続に関すること。
- (2) 財務大臣から受ける予算の实地監査の総括に関すること。
- (3) 国の債権の管理に関すること。
- (4) 会計検査院から受ける会計経理の实地検査の総括に関すること。
- (5) 会計検査院に対する計算証明に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 国の歳入の徴収に関すること。

出納担当の分掌事務

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 基金に属する現金の運用に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 監査委員から受ける出納の検査に関すること。
- (5) 決算に関すること。

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(10) [略]

2 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、中央農業改良普及センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。
- (2) 農業普及員の育成に関すること。

3 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 管轄区域 |
|---------------|-----|-----------------|
| 中央農業改良普及センター | 北上市 | 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡 |
| 盛岡農業改良普及センター | [略] | |
| 八幡平農業改良普及センター | [略] | |
| 奥州農業改良普及センター | [略] | |
| [略] | | |

備考 前項各号に掲げる事務に係る中央農業改良普及センターの管轄区域は、県の全域である。

第70条 次の表の左欄に掲げる普及サブセンターを同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所管区域 | 農業改良普及センター |
|-------------|--------|----------------------------|--------------|
| 遠野普及サブセンター | [略] | | 中央農業改良普及センター |
| 西和賀普及サブセンター | [略] | | |
| 軽米普及サブセンター | 九戸郡軽米町 | 久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡 | |
| 岩泉普及サブセンター | [略] | | |

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

| 名 称 | 室課等 |
|----------|-------|
| 行政情報センター | 法務学事課 |
| [略] | |

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 本庁 | 部局長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部局長等の事務を掌理する。 |
| | 秘書広報室長 | |
| | 復興局長 | |

(6) 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。

(7) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。

(8) 岩手県収入証紙に関すること。

(9) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。

(10) 小切手の振出しに関すること。

(11) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること

(12) 歳入歳出外現金等に関すること。

(13) 私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(10) [略]

(11) 移住及び定住の促進に関すること。

2 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 管轄区域 |
|---------------|-----|-----------------|
| 盛岡農業改良普及センター | [略] | |
| 八幡平農業改良普及センター | [略] | |
| 中部農業改良普及センター | 北上市 | 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡 |
| 奥州農業改良普及センター | [略] | |
| [略] | | |

第70条 次の表の左欄に掲げる普及サブセンターを同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所管区域 | 農業改良普及センター |
|-------------|-----|------|--------------|
| 遠野普及サブセンター | [略] | | 中部農業改良普及センター |
| 西和賀普及サブセンター | [略] | | |
| 岩泉普及サブセンター | [略] | | |

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

| 名 称 | 室課等 |
|----------|-----|
| 行政情報センター | 総務室 |
| [略] | |

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 |
|-----|---------------|--|
| 本庁 | 部局長(秘書) | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部局長等又は出納局の事務を掌理する。 |
| | 広報室及び復興局を除く。) | |
| | 秘書広報室 | |

| | | |
|----------------------|----------------------------|---|
| | | |
| 部局等（秘書広報室及び復興局を除く。） | 副部長 | 部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を整理し、及び部の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| 秘書広報室 | 副室長 | 室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| 復興局 | 副局長 | |
| 出納局 | 局長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、出納局の事務を掌理する。 |
| | 会計指導監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、出納局の事務を掌理するとともに、出納局長に事故があるとき、又は出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。 |
| 秘書広報室 | [略] | |
| [略] | | |
| 科学 I L C 推進室 | [略] | |
| [略] | | |
| 三陸防災復興プロジェクト2019推進室 | 総括プロジェクト推進監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第10項総務企画担当及び運営担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。 |
| | プロジェクト推進監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第10項総務企画担当及び運営担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。 |
| [略] | | |
| 広聴広報課 | [略] | |
| 別表第3に掲げる室、課及び所並びに出納局 | 別表第3に掲げる課長 別表第3に掲げる担当課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課、所又は出納局の事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ |

| | | |
|---------------------|----------------------------|--|
| 復興局及び出納局 | 局長 | |
| 部局等（秘書広報室及び復興局を除く。） | 副部長 | 部長、室長又は局長を補佐し、上司の命を受け、部局等又は出納局の事務を整理し、及び部局等又は出納局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長、室長若しくは局長に事故があるとき、又は部長、室長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| 秘書広報室 | 副室長 | 部長、室長又は局長を補佐し、上司の命を受け、部局等又は出納局の事務を整理し、及び部局等又は出納局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長、室長若しくは局長に事故があるとき、又は部長、室長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| 復興局及び出納局 | 副局長 | |
| 秘書広報室 | [略] | |
| [略] | | |
| I L C 推進室 | [略] | |
| [略] | | |
| 三陸防災復興プロジェクト2019推進室 | 総括プロジェクト推進監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第11項総務企画担当及び運営担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。 |
| | プロジェクト推進監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第11項総務企画担当及び運営担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。 |
| [略] | | |
| 広聴広報課 | [略] | |
| 人事課 | 職員育成監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第7条第3項職員育成担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。 |
| 会計課 | 会計指導監 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。 |
| 別表第3に掲げる室、課及び所 | 別表第3に掲げる課長 別表第3に掲げる担当課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課又は所の事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順 |

| | | | |
|-----------------------|------------------|----------------|--|
| | | | 定める順位により、その職務を代理する。 |
| | 室、課及び所 並びに出納局 | 主査 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理する。 |
| [略] | | | |
| 農林水産部 に属する出 先機関 | [略] | | |
| | 農業研究セン ター | 所長 | [略] |
| | | 副所長 | 所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。 |
| | | 部長 | [略] |
| | | [略] | [略] |
| | | 研究室長 | [略] |
| | | プロジェクト推 進室長 | 上司の命を受け、所の事務で特に命ぜられた事務を処理する。 |
| [略] | | | |
| | 農業改良普及 センター | 所長 | [略] |
| | | 副所長 | 所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。 |
| | | 普及課長 | 上司の命を受け、所の事務で特に命ぜられた事務を処理する。 |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 | |
|---------|----------------------------------|---|---|
| 本庁 | 室、課及び所 並びに出納局 | 特命参事 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。 |
| | | 特命課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| | 秘書広報室並 びに室、課及 び所並びに出 納局 | 主任主査 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。 |
| 主査行政専門員 | | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理する。 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職 務 |
|-----|---|
| [略] | |
| 主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |

| | | | |
|-----------------------|----------------|------|---------------------------------------|
| | | | 位により、その職務を代理する。 |
| | 室、課及び所 | 主査 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の特定事務を処理する。 |
| [略] | | | |
| 農林水産部 に属する出 先機関 | [略] | | |
| | 農業研究セン ター | 所長 | [略] |
| | | 部長 | [略] |
| | | [略] | [略] |
| | | 研究室長 | [略] |
| [略] | | | |
| | 農業改良普及 センター | 所長 | [略] |
| | | 課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を処理する。 |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 | |
|---------|------------------------|--|--|
| 本庁 | 室、課及び所 | 特命参事 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。 |
| | | 特命課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| | 秘書広報室並 びに室、課及 び所 | 主任主査 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室又は室、課若しくは所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。 |
| 主査行政専門員 | | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室又は室、課若しくは所の特定事務を処理する。 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職 務 |
|-----|--|
| [略] | |
| 主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |

| | |
|-------|---|
| 技術主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |
| [略] | |
| 副主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |
| 技術副主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |

4・5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

| 広域振興局 | 部 等 | 課 等 |
|---------|-------------|-------|
| 盛岡広域振興局 | [略] | |
| | 農政部 | |
| | [略] | |
| | 農業改良普及室 | |
| | 八幡平農業改良普及室 | |
| | [略] | |
| [略] | | |
| 県南広域振興局 | [略] | |
| | 農政部 | [略] |
| | 農業改良普及室 | |
| | [略] | |
| | 花巻農林振興センター | [略] |
| | 農業改良普及室 | |
| | 西和賀普及サブセンター | |
| | [略] | |
| | 一関農林振興センター | [略] |
| | 農業改良普及室 | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| 沿岸広域振興局 | [略] | |
| | 農林部 | [略] |
| | 宮古農林振興センター | [略] |
| | 農業振興課 | |
| | 農地復旧課 | |
| | 農業改良普及室 | |
| | 岩泉普及サブセンター | |
| | [略] | |
| | 大船渡農林振興センター | 農業振興課 |
| | 林業振興課 | |
| | 森林保全課 | |
| | 農村整備室 | 農村整備課 |
| | 農地復旧課 | |
| 農業改良普及室 | | |

| | |
|-------|--|
| 技術主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |
| [略] | |
| 副主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |
| 技術副主幹 | 上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。 |

4・5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

| 広域振興局 | 部 等 | 課 等 |
|---------|-------------|------------|
| 盛岡広域振興局 | [略] | |
| | 農政部 | |
| | [略] | |
| | 農業改良普及室 | 経営指導課 |
| | | 産地育成課 |
| | | 地域指導課 |
| | 八幡平農業改良普及室 | 経営指導課 |
| | | 産地育成課 |
| | | 地域指導課 |
| | [略] | |
| [略] | | |
| 県南広域振興局 | [略] | |
| | 農政部 | [略] |
| | 農業改良普及室 | 経営指導課 |
| | | 産地育成課 |
| | | 地域指導課 |
| | [略] | |
| | 花巻農林振興センター | [略] |
| | 農業改良普及室 | 経営指導課 |
| | | 産地育成課 |
| | | 地域指導課 |
| | 西和賀普及サブセンター | |
| | [略] | |
| [略] | | |
| 沿岸広域振興局 | [略] | |
| | 農林部 | [略] |
| | 宮古農林振興センター | [略] |
| | 農業振興課 | |
| | 農業改良普及室 | 産地育成課 |
| | | 地域指導課 |
| | | 岩泉普及サブセンター |
| | [略] | |
| | 大船渡農林振興センター | 農業振興課 |
| | | 農村整備課 |
| | 林業振興課 | |
| | 森林保全課 | |
| 農業改良普及室 | 産地育成課 | |

| | | | |
|---------|------------|-----|--|
| | | | |
| | [略] | | |
| 県北広域振興局 | [略] | | |
| | 農政部 | [略] | |
| | 農業改良普及室 | | |
| | [略] | | |
| | 二戸農林振興センター | [略] | |
| | 農業改良普及室 | | |
| | [略] | | |
| | [略] | | |

別表第2

- 1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

| 分掌事務 | 分掌の区分 | | | | | | 備考 |
|--|-------|---------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | 経営企画部 | 経営企画部地域振興センター | 総務部 | 総務部総務センター | 県税部 | 県税部県税センター | |
| [略] | | | | | | | |
| 53の2 岩手県復興基本計画の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。 | [略] | | | | | | [略] |
| [略] | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | |

備考1 [略]

- 2 この表に掲げるもののほか、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、経営企画部地域振興センター、総務部及び総務部総務センターにおいては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所、家畜保健衛生所及び中央農業改良普及センターに係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理するものとする。

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

| 部局等及び出納局 | 室、課及び所 | 課長及び担当課長 |
|----------|------------|----------------------|
| [略] | | |
| 総務部 | 総務室 | 管理課長 行政経営課長 入札課長 |
| | [略] | |
| | 法務学事課 | 私学・情報公開課長 |
| | 税務課 | 税務担当課長 滞納整理担当課長 |
| | [略] | |
| 政策地域部 | [略] | |
| | 市町村課 | [略] |
| | 調査統計課 | [略] |
| | 情報政策課 | 地域情報化担当課長 情報システム担当課長 |
| | 科学I L C推進室 | 科学技術担当課長 I L C推進課長 |
| | [略] | |
| | 交通政策室 | [略] |
| | 三陸防災復興プロ | [略] |

| | | | |
|---------|------------|-------|-------|
| | | | 地域指導課 |
| | [略] | | |
| 県北広域振興局 | [略] | | |
| | 農政部 | [略] | |
| | 農業改良普及室 | 経営指導課 | |
| | | 産地育成課 | |
| | | 地域指導課 | |
| | [略] | | |
| | 二戸農林振興センター | [略] | |
| | 農業改良普及室 | 経営指導課 | |
| | | 産地育成課 | |
| | | 地域指導課 | |
| | [略] | | |
| | [略] | | |

別表第2

- 1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

| 分掌事務 | 分掌の区分 | | | | | | 備考 |
|---|-------|---------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | 経営企画部 | 経営企画部地域振興センター | 総務部 | 総務部総務センター | 県税部 | 県税部県税センター | |
| [略] | | | | | | | |
| 53の2 東日本大震災津波からの復興に係る計画の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。 | [略] | | | | | | [略] |
| [略] | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | |

備考1 [略]

- 2 この表に掲げるもののほか、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、経営企画部地域振興センター、総務部及び総務部総務センターにおいては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理するものとする。

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

| 部局等及び出納局 | 室、課及び所 | 課長及び担当課長 |
|----------|----------|-------------------------------|
| [略] | | |
| 総務部 | 総務室 | 管理課長 法務・情報公開課長 |
| | [略] | |
| | 行政経営推進課 | 行政経営推進担当課長 |
| | 税務課 | 管理企画担当課長 課税・システム担当課長 滞納整理担当課長 |
| | [略] | |
| 政策地域部 | [略] | |
| | 市町村課 | [略] |
| | 学事振興課 | 学事企画担当課長 私学振興担当課長 |
| | 調査統計課 | [略] |
| | I L C推進室 | I L C推進課長 |
| | [略] | |
| | 交通政策室 | [略] |
| | 科学・情報政策室 | 科学技術課長 地域情報化担当課長 行政情報化担当課長 |
| | 三陸防災復興プロ | [略] |

| | | |
|---------|--------------------|--|
| | プロジェクト2019推進室 | |
| 文化スポーツ部 | [略] | |
| | 文化振興課 | 文化芸術担当課長 文化交流担当課長 <u>世界遺産担当課長</u> |
| | [略] | |
| | ラグビーワールドカップ2019推進室 | 総務企画担当課長 大会運営課長 受入態勢整備担当課長 |
| 環境生活部 | 環境生活企画室 | 企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 <u>ジオパーク推進担当課長</u> |
| | [略] | |
| | 若者女性協働推進室 | 青少年・男女共同参画課長 <u>NPO・協働課長</u> |
| [略] | | |
| 商工労働観光部 | [略] | |
| | 経営支援課 | <u>新事業・団体支援担当課長</u> <u>金融・商業まちづくり担当課長</u> |
| | [略] | |
| | 雇用対策・労働室 | <u>雇用対策課長</u> 労働課長 |
| [略] | | |
| 農林水産部 | [略] | |
| | 農業普及技術課 | 普及担当課長 |
| | [略] | |
| | 林業振興課 | <u>振興担当課長</u> <u>林業担当課長</u> |
| [略] | | |
| 県土整備部 | [略] | |
| | 河川課 | <u>河川海岸担当課長</u> <u>河川開発課長</u> |
| | 都市計画課 | [略] |
| | [略] | |
| | 建築住宅課 | <u>住宅課長</u> <u>建築指導担当課長</u> <u>営繕課長</u> |
| | [略] | |
| 復興局 | [略] | |
| | まちづくり再生課 | [略] |
| | 生活再建課 | [略] |
| 出納局 | | <u>指導担当課長</u> <u>管理課長</u> <u>審査課長</u> <u>出納担当課長</u> |

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

| 出先機関 | 部 | 課 | 科 |
|---------------|-------|-------|---|
| [略] | | | |
| 岩手県福祉総合相談センター | 児童女性部 | [略] | |
| | | 児童相談課 | |
| | | [略] | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

| 出先機関 | 事務局及び部 | 課、室及び研究室 | 科 |
|-----------|--------|----------|---|
| [略] | | | |
| 岩手県農業研究セン | [略] | | |

| | | |
|---------|--------------------|--|
| | プロジェクト2019推進室 | |
| 文化スポーツ部 | [略] | |
| | 文化振興課 | 文化芸術担当課長 文化交流担当課長 <u>世界遺産課長</u> |
| | [略] | |
| | ラグビーワールドカップ2019推進室 | 総務企画担当課長 大会運営課長 受入態勢整備担当課長 <u>連携推進課長</u> |
| 環境生活部 | 環境生活企画室 | 企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 <u>ジオパーク推進課長</u> <u>連携推進担当課長</u> |
| | [略] | |
| | 若者女性協働推進室 | 青少年・男女共同参画課長 <u>連携協働課長</u> |
| [略] | | |
| 商工労働観光部 | [略] | |
| | 経営支援課 | <u>中小企業振興担当課長</u> <u>商業まちづくり担当課長</u> |
| | [略] | |
| | 定住推進・雇用労働室 | <u>雇用推進課長</u> <u>移住定住推進担当課長</u> 労働課長 |
| [略] | | |
| 農林水産部 | [略] | |
| | 農業普及技術課 | 普及担当課長 <u>農業革新支援課長</u> <u>農業革新支援担当課長</u> |
| | [略] | |
| | 林業振興課 | <u>振興担当課長</u> <u>林業・木材担当課長</u> |
| [略] | | |
| 県土整備部 | [略] | |
| | 河川課 | <u>河川管理担当課長</u> <u>河川海岸担当課長</u> <u>河川開発課長</u> |
| | 砂防災課 | <u>砂防災担当課長</u> |
| | 都市計画課 | [略] |
| | [略] | |
| | 建築住宅課 | <u>住宅管理担当課長</u> <u>住宅計画課長</u> <u>建築指導担当課長</u> <u>営繕課長</u> |
| [略] | | |
| 復興局 | [略] | |
| | まちづくり・産業再生課 | [略] |
| | 生活再建課 | [略] |
| | 震災津波伝承課 | <u>伝承企画担当課長</u> |
| 出納局 | 総務課 | <u>管理担当課長</u> <u>入札課長</u> |
| | 会計課 | <u>指導担当課長</u> <u>審査課長</u> <u>出納担当課長</u> |

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

| 出先機関 | 部 | 課 | 科 |
|---------------|-------|---------|---|
| [略] | | | |
| 岩手県福祉総合相談センター | 児童女性部 | [略] | |
| | | 児童相談第一課 | |
| | | 児童相談第二課 | |
| | | [略] | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

| 出先機関 | 事務局及び部 | 課、室及び研究室 | 科 |
|-----------|--------|----------|---|
| [略] | | | |
| 岩手県農業研究セン | [略] | | |

| | | | |
|-----|-----|-----------------------------|--|
| ター | 技術部 | 作物研究室 果樹研究室 野菜花き研究室 南部園芸研究室 | |
| | 環境部 | 生産環境研究室 病理昆虫研究室 | |
| | [略] | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

| 名称 | 所掌事務 |
|------------------|--|
| 岩手県地方独立行政法人評価委員会 | [略] |
| 岩手県公益認定等審議会 | [略] |
| 岩手県行政不服審査会 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 岩手県私立学校審議会 | 私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。 |
| 岩手県防災会議 | [略] |
| [略] | |
| 岩手県固定資産評価審議会 | [略] |
| 岩手県環境審議会 | [略] |
| [略] | |

条例によるもの

| 名称 | 所掌事務 |
|---------------------|---|
| 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会 | 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）第2条の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善、苦情並びに談合等不正行為について調査審議すること。 |

| | | | |
|-----|---------|---------------------------|--|
| ター | 生産基盤研究部 | 水田利用研究室 生産システム研究室 作物育種研究室 | |
| | 園芸技術研究部 | 果樹研究室 野菜研究室 花き研究室 南部園芸研究室 | |
| | 生産環境研究部 | 土壌肥料研究室 病理昆虫研究室 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

| 名称 | 所掌事務 |
|------------------|--|
| 岩手県行政不服審査会 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 岩手県地方独立行政法人評価委員会 | [略] |
| 岩手県公益認定等審議会 | [略] |
| 岩手県防災会議 | [略] |
| [略] | |
| 岩手県固定資産評価審議会 | [略] |
| 岩手県私立学校審議会 | 私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。 |
| 岩手県環境審議会 | [略] |
| [略] | |

条例によるもの

| 名称 | 所掌事務 |
|--------------|--|
| 岩手県情報公開審査会 | 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。 |
| 岩手県個人情報保護審査会 | 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をする旨又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議すること。 |
| 岩手県個人情報保護審議会 | 個人情報保護条例第65条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 |

| | |
|--------------|---|
| | |
| 岩手県特別職報酬等審議会 | [略] |
| 公務災害補償等審査会 | [略] |
| 岩手県情報公開審査会 | 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。 |
| 岩手県個人情報保護審査会 | 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をする旨又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議すること。 |
| 岩手県個人情報保護審議会 | 個人情報保護条例第65条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議し、並びに同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。 |
| 岩手県いじめ再調査委員会 | 岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）第1条の規定により、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うこと。 |
| 岩手県財産評価審議会 | [略] |
| [略] | |
| 岩手県政策評価委員会 | [略] |
| 岩手県文化芸術振興審議会 | [略] |
| [略] | |
| 岩手県景観形成審議会 | [略] |

| | |
|---------------------|---|
| | 27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議し、並びに同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。 |
| 岩手県特別職報酬等審議会 | [略] |
| 公務災害補償等審査会 | [略] |
| 岩手県特別職報酬等審議会 | [略] |
| 岩手県政策評価委員会 | [略] |
| 岩手県いじめ再調査委員会 | 岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）第1条の規定により、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うこと。 |
| 岩手県文化芸術振興審議会 | [略] |
| [略] | |
| 岩手県景観形成審議会 | [略] |
| 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会 | 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）第2条の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善、苦情並びに談合等不正行為について調査審議すること。 |

| | |
|--|---|
| <p>第13条 [略]</p> <p>2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>用地担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～11 [略]</p> | <p>第13条 [略]</p> <p>2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>用地担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>特定所有者不明土地に係る土地使用权等の取得並びに収用及び使用の裁定に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～11 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

- 附 則
- (施行期日)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。
(岩手県官報報告規則の一部改正)
 - 岩手県官報報告規則(昭和32年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
|--|------------------|-----|-----|-----|--|------------------|-----|-----|-----|
| <p>(官報報告主任)</p> <p>第2条 <u>総務部法務学事課</u>に官報報告主任を置き、<u>法務学事課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>様式第11号 官報報告簿(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td><u>法務学事課総括課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | <u>法務学事課総括課長</u> | [略] | [略] | [略] | <p>(官報報告主任)</p> <p>第2条 <u>総務部総務室</u>に官報報告主任を置き、<u>法務・情報公開課長</u>をもって充てる。</p> <p>様式第11号 官報報告簿(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td><u>法務・情報公開課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | <u>法務・情報公開課長</u> | [略] | [略] | [略] |
| <u>法務学事課総括課長</u> | [略] | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | |
| <u>法務・情報公開課長</u> | [略] | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | | | | | |

- (岩手県官報報告規則の一部改正に伴う経過措置)
- 前項の規定による改正前の岩手県官報報告規則に規定する様式第11号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(公有財産規則の一部改正)
 - 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては<u>会計指導監</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、電信電話債券の管理に関する事務は、出納局長が所管し、その事務は、<u>兼ねて出納局長</u>が分掌する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(財産の総括)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(財産管理簿等)</p> <p>第9条 部局長は別に定める様式による財産管理簿を、<u>出納局長</u>、課長等及び地方公所長は別に定める様式による財産管理副簿を備えて置いて常にその所管又は分掌に係る財産の状況を</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては<u>総務課総括課長</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、電信電話債券の管理に関する事務は、出納局長が所管し、その事務は、<u>出納局会計課総括課長</u>(以下「<u>会計課総括課長</u>」という。)が分掌する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(財産の総括)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等、<u>会計課総括課長</u>及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(財産管理簿等)</p> <p>第9条 部局長は別に定める様式による財産管理簿を、<u>課長等</u>、<u>会計課総括課長</u>及び地方公所長は別に定める様式による財産管理副簿を備えて置いて常にその所管又は分掌に係る財産の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>明らかにしておかなければならない。</p> <p>(異動)</p> <p>第15条 <u>出納局長、課長等</u>又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに別に定める様式による財産異動調書を作成し、総務部長に通知しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第32条 <u>出納局長、課長等</u>又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、当該主管部局長(第3条第3項の場合を除く。)及び総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。</p> | <p>状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(異動)</p> <p>第15条 <u>課長等、会計課総括課長</u>又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに別に定める様式による財産異動調書を作成し、総務部長に通知しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第32条 <u>課長等、会計課総括課長</u>又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、当該主管部局長及び総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部改正)

5 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| 別表第3(第3条関係) | | | 別表第3(第3条関係) | | |
| 合同庁舎等の名称 | 出先機関等 | 管理を分掌する者 | 合同庁舎等の名称 | 出先機関等 | 管理を分掌する者 |
| [略] | | | [略] | | |
| [略] | | [略] | [略] | | [略] |
| 遠野地区合同庁舎 | [略] | | 遠野地区合同庁舎 | [略] | |
| | <u>中央農業改良普及センター遠野普及サブセンター</u> | | | <u>中部農業改良普及センター遠野普及サブセンター</u> | |
| [略] | | | [略] | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 別表第4(第3条関係) | | | 別表第4(第3条関係) | | |
| 庁舎の名称 | 出先機関等 | 管 理 | 庁舎の名称 | 出先機関等 | 管 理 |
| | | 所管する者 分掌する者 | | | 所管する者 分掌する者 |
| [略] | | | [略] | | |
| 岩手県農業研究センター | [略] | [略] | 岩手県農業研究センター | [略] | [略] |
| | <u>中央農業改良普及センター</u> | | | <u>中部農業改良普及センター</u> | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(債権の管理に関する規則の一部改正)

6 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--|--|--|
| (定義) | | (定義) | |
| 第2条 [略] | | 第2条 [略] | |
| 2 [略] | | 2 [略] | |
| 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 | | 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 | |
| (1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては <u>会計指導監</u> | | (1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては <u>総務課総括課長</u> | |
| (2)～(7) [略] | | (2)～(7) [略] | |
| 4・5 [略] | | 4・5 [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | |

(物品管理規則の一部改正)

7 物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|--|---|--|
| (物品管理事務の所管及び分掌) | | (物品管理事務の所管及び分掌) | |
| 第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長(出納局にあつては、 <u>管理課長</u>)、地方公所の長及び準地方公所の長(以下「物品管理者」という。)が分掌する。 | | 第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長、地方公所の長及び準地方公所の長(以下「物品管理者」という。)が分掌する。 | |
| (所管換え) | | (所管換え) | |
| 第13条 [略] | | 第13条 [略] | |
| 2 物品管理者(会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。)は、処分を要する物品(職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物、生産物その他物品管理者(各課等の長に限る。))が交換又は公益上の必要その他特別な理由 | | 2 物品管理者(会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。)は、処分を要する物品(職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物、生産物その他物品管理者(各課等の長に限る。))が交換又は公益上の必要その他特別な理由 | |

| | |
|--|--|
| に基づく譲渡の用に供するものを除く。)があるときは、各課等の長にあつては <u>出納局長</u> に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。 | に基づく譲渡の用に供するものを除く。)があるときは、各課等の長にあつては <u>出納局総務課総括課長</u> に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。 |
|--|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

(産業振興基金管理規則の一部改正)

8 産業振興基金管理規則(昭和45年岩手県規則第34号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) [略] (2) 課長等 行政組織規則第2章第1節に規定する部局等の課等の長及び <u>出納局長</u> をいう。 。 (投資事務の所管及び分掌) 第3条 [略] 2 株式その他の処分に関する事務は、総務部長が所管し、その事務は、 <u>管財課総括課長</u> が分掌する。 | (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) [略] (2) 課長等 行政組織規則第2章第1節に規定する部局等の課等の長及び <u>出納局会計課総括課長</u> をいう。 (投資事務の所管及び分掌) 第3条 [略] 2 株式その他の処分に関する事務は、総務部長が所管し、その事務は、 <u>行政経営推進課総括課長</u> が分掌する。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

9 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第13条の2第1項に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する <u>出納局</u> 、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。 (2) [略] (帳簿の備付け) 第22条 <u>出納局出納担当課長</u> 及び広域振興局長は、収入証紙出納簿(様式第15号)を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。 | (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、 <u>第13条の2第1項及び第15条第1項</u> に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。 (2) [略] (帳簿の備付け) 第22条 <u>出納局会計課総括課長</u> 及び広域振興局長は、収入証紙出納簿(様式第15号)を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

10 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|------------------------|------------------------|-------------------|-----------|------|-----|-----|------|-------|-----------|----------|-----|-----|--|---------|-----|-------|----------------|-----|--|-----|------------------------|--|----|--|----|------------|----|-----|-----|-----|-------------------|----------|-----|-----|--|---------|-----|-------|------------|-----|--|-----|-----|----------------|-----|------------------------|
| 別表第1(第2条-第4条関係) | 別表第1(第2条-第4条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の 事務局</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>総務室</td> <td>管理課長</td> </tr> <tr> <td>法務学事課</td> <td>私学・情報公開課長</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>金融・商業まちづくり担当課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>管理課長 審査課長 出納担当課長</td> </tr> </tbody> </table> | 組織 | | 職等 | 知事の 事務局 | 本庁 | [略] | 総務部 | 総務室 | 管理課長 | 法務学事課 | 私学・情報公開課長 | 総務事務センター | [略] | [略] | | 商工労働観光部 | [略] | 経営支援課 | 金融・商業まちづくり担当課長 | [略] | | 出納局 | 管理課長 審査課長 出納担当課長 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の 事務局</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>総務室</td> <td>管理課長 法務・情報公開課長</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>中小企業振興担当課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出納局</td> <td>総務課</td> <td>総括課長 管理担当課長</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>総括課長 審査課長 出納担当課長</td> </tr> </tbody> </table> | 組織 | | 職等 | 知事の 事務局 | 本庁 | [略] | 総務部 | 総務室 | 管理課長 法務・情報公開課長 | 総務事務センター | [略] | [略] | | 商工労働観光部 | [略] | 経営支援課 | 中小企業振興担当課長 | [略] | | 出納局 | 総務課 | 総括課長 管理担当課長 | 会計課 | 総括課長 審査課長 出納担当課長 |
| 組織 | | 職等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事の 事務局 | 本庁 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総務部 | 総務室 | | | 管理課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 法務学事課 | | 私学・情報公開課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総務事務センター | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 商工労働観光部 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 経営支援課 | 金融・商業まちづくり担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出納局 | 管理課長 審査課長 出納担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 組織 | | 職等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事の 事務局 | 本庁 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総務部 | 総務室 | 管理課長 法務・情報公開課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総務事務センター | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 商工労働観光部 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 経営支援課 | 中小企業振興担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出納局 | 総務課 | 総括課長 管理担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 会計課 | 総括課長 審査課長 出納担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------------------|---------------|---------|
| 出先 | [略] | |
| 機関 部に属する 出先機 関 | 農林水産 | [略] |
| | 岩手県立農業大学校 | [略] |
| | 中央農業改良普及センター | 別に命ずる職員 |
| | 八幡平農業改良普及センター | [略] |
| | 奥州農業改良普及センター | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | | |

別表第2（第3条関係）

| 組 織 | | | 職 等 |
|-----------------|-----|-----|-----------|
| 知事の 事務部 局 | 本庁 | 総務部 | 法務学事課 [略] |
| | | | [略] |
| | | 出納局 | 別に命ずる職員 |
| | [略] | | |
| [略] | | | |

| | | |
|-------------------------|---------------|---------|
| 出先 | [略] | |
| 機関 部に属する 出先機 関 | 農林水産 | [略] |
| | 岩手県立農業大学校 | [略] |
| | 八幡平農業改良普及センター | [略] |
| | 中部農業改良普及センター | 別に命ずる職員 |
| | 奥州農業改良普及センター | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | | |

別表第2（第3条関係）

| 組 織 | | | 職 等 |
|-----------------|-----|-----|----------------------------|
| 知事の 事務部 局 | 本庁 | 総務部 | 総務室 [略] |
| | | | [略] |
| | | 出納局 | 総務課 別に命ずる職員 会計課 別に命ずる職員 |
| | [略] | | |
| [略] | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

11 知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課 本庁の室、課、<u>所及び出納局</u>並びに調査監の担当区分をいう。</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、<u>所長、会計指導監</u>及び総括調査監をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(行政文書の管理体制)</p> <p>第3条 <u>法務学事課総括課長</u>は、行政文書の管理に関する事務を総括する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は<u>法務学事課総括課長</u>が別に指定する者をもって充てる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(行政文書の保存期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、本庁にあっては<u>法務学事課総括課長</u>、出先機関にあっては当該出先機関の長（広域振興局にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(保存期間が終了した行政文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファイルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定めるところにより、<u>法務学事課総括課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>3 <u>法務学事課総括課長</u>は、前項の規定による引継ぎを受けたファイルで保存期間が終了したものを、別に定めるところにより、廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間の延長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延長して保存しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、広域振興局の文書管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>法務学事課総括課長</u>」とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課 本庁の室、課及び<u>所</u>並びに調査監の担当区分をいう。</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、<u>所長</u>及び総括調査監をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(行政文書の管理体制)</p> <p>第3条 <u>総務室法務・情報公開課長</u>（以下「<u>法務・情報公開課長</u>」という。）は、行政文書の管理に関する事務を総括する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は<u>法務・情報公開課長</u>が別に指定する者をもって充てる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(行政文書の保存期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、本庁にあっては<u>法務・情報公開課長</u>、出先機関にあっては当該出先機関の長（広域振興局にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(保存期間が終了した行政文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファイルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定めるところにより、<u>法務・情報公開課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>3 <u>法務・情報公開課長</u>は、前項の規定による引継ぎを受けたファイルで保存期間が終了したものを、別に定めるところにより、廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間の延長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延長して保存しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、広域振興局の文書管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>法務・情報公開課長</u>」とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> |

| | |
|--|--|
| 2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、本庁にあっては <u>法務学事課総括課長</u> 、出先機関にあっては当該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することができる。 | 2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、本庁にあっては <u>法務・情報公開課長</u> 、出先機関にあっては当該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することができる。 |
|--|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

(会計管理者の事務の代理に関する規則の一部改正)

12 会計管理者の事務の代理に関する規則(平成20年岩手県規則第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (事務を代理する者) 第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、 <u>会計指導監</u> 、 <u>出納局管理課長</u> 及び <u>出納局審査課長</u> の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、 <u>会計指導監</u> を第2順位、 <u>出納局管理課長</u> を第3順位、 <u>出納局審査課長</u> を第4順位とする。 | (事務を代理する者) 第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、 <u>出納局副局長</u> 、 <u>出納局総務課総括課長</u> 及び <u>出納局会計課総括課長</u> の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、 <u>出納局副局長</u> を第2順位、 <u>出納局総務課総括課長</u> を第3順位、 <u>出納局会計課総括課長</u> を第4順位とする。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。